平成26年7月31日開催 第6回四日市市子ども・子育て会議資料

# 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の制定について」

こども未来部こども未来課

## 放課後児童健全育成事業の基準についての基本的な考え方

#### ◆ 条例制定の背景

放課後児童健全育成事業については、平成24年8月、子ども・子育て関連3法の成立によって改正された児童福祉法により、<u>対象</u> 児童がこれまでの「概ね10歳未満」から「小学校6年生」まで拡大されるとともに、放課後児童クラブ(本市では学童保育所という。)の 設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされました。

児童福祉法の定めでは、市町村における条例化について、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については省令で定める基準に**従い**、その他の事項については省令で定める基準を**参酌**することされました。

厚生労働省が定める基準については、先の6月3日付けで三重県を通じて示されたところですが、平成27年4月施行のためには、遅くとも11月議会に提出し、議会の議決を得る必要がありますので、その前に本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について、四日市市子ども・子育て会議委員の皆様にご意見をいただくものです。

#### ◆ 現在の運営基準

平成21年4月1日付、「四日市市放課後児童クラブ設置・運営基準」により運営。

#### ◆ 条例で定める基準

|          | 事項         | 法 的 効 果                  |
|----------|------------|--------------------------|
| 従うべき基準   | ・従事する者(職員) | 必ず適合しなければならない基準          |
| (化) (合本中 | • 員数(職員数)  | 少り過日しなければなりなど、金中         |
|          | ・児童の集団の規模  |                          |
| 参酌すべき基準  | •施設•設備     | <br> 十分参酌した結果であれば、地域の実情に |
|          |            | 応じて異なる内容を定めることが許容される     |
|          | •開所時間      | 基準                       |
|          | ・その他の基準    |                          |

※国が定める基準は、厚生労働省が示す「放課後児童クラブガイドライン」のほか、国庫補助の交付基準などを基本として検討されました。

### 【従事する者(職員)】 従うべき基準

| 国が定めた基準の内容  | 本市の現在の基準と国基準を導入する場合の課題  |
|---|---|
| ①資格 次のいずれかに該当し、都道府県知事が行う研修を修了した者とする。 1 保育士資格を有する者 2 社会福祉士資格を有する者 3 高等学校卒業者等(※)で、2年以上児童福祉事業に従事した者 4 教員免許を有する者 5 大学・大学院において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、卒業した者 6 大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を専修する学科又は相当課程において優秀な成 | 《現在の基準》 ・児童厚生員、教員、保育士などの資格を有する者または、子どもの指導、健全育成に熱意を持つ者 《課題》 ・左記のいずれの基準にも該当しない現職指導員の取り扱い  |
| 積で単位修得し、大学院への入学が認められた者<br>7 高等学校卒業者等で、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し、市町村長が適当と認めた者   | ※高等学校卒業者等とは   |
| ②都道府県知事が行う研修の修了に経過措置を設ける。<br>「修了した者」⇒「修了した者(平成32年3月31日までに<br>修了することを予定しているものを含む。)」  | <ul> <li>・高等学校卒業者</li> <li>・中等教育学校(いわゆる中高一貫教育校)を卒業した者</li> <li>・学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者</li> <li>・通常の課程による12年の学校教育を修了した者</li> <li>・文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者</li> </ul> |

## 【員数(職員)】 従うべき基準

| 国が定めた基準の内容  | 本市の現在の基準と国基準を導入する場合の課題  |
|---|---|
| ① 支援の単位(1クラス)ごとに2人以上配置し、1名を除き補助員とすることができる。  | 《現在の基準》<br>児童数10~35人 : 指導員2人以上<br>児童数36~70人 : 指導員3人以上                               |
| ② 利用者が20人未満(小規模クラス)については、2人以上の配置を原則とするが、1名を除き同一敷地内の併設施設の職員がその支援に支障が無い場合に限り兼務可能とする。(1名は専任の有資格職員とする。) | 児童数71人以上: 指導員4人以上<br>《課題》<br>・児童数が40人を超え、支援の単位を分割した場合の指導員(資格所有者)及<br>び補助員の不足が予測される。 |

### 【児童の集団の規模】 参酌すべき基準

| 国が定めた基準の内容   | 本市の現在の基準と国基準を導入する場合の課題  |
|--|---|
| ① 一つの支援の単位(1クラス)を構成する児童数は、おおむね40人以下とする。  | 《現在の基準》<br>・1小学校区1か所とし、原則10人以上、最大70人<br>・概ね40人を超える場合は2か所以上設置(分割)することができる。         |
| ② 平成26年5月30日雇児発第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」<br>児童数は、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数とする。 | 《課題》  ・基準の厳格化により、待機児童発生の要因となる。 <u>児童数</u> 学童保育所数  40人以下 22  40人超え 20 ※H26. 5月調査現在 |

### 【施設・設備】 参酌すべき基準

| <u> </u> |   |   |
|----------|---|---|
|          | 国が定めた基準の内容  | 本市の現在の基準と国基準を導入する場合の課題  |
|          | ① 専用区画(遊び及び生活の場、静養するための機能を備えた区画)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品を備える。 | 《現在の基準》<br>・児童1人当たり1.65㎡以上<br>・児童40人以上で1.65㎡を下回る場合は分割を支援  |
|          | ② 専用区画の面積は、児童1人当たり1.65㎡以上とする。                               | <ul> <li>・基準の厳格化により、待機児童発生の要因となる。</li> <li>面積 学童保育所数</li> <li>1.65㎡以上 27</li> <li>1.65㎡未満 15 ※H26.5月調査現在</li> </ul> |

### 【開所日数】 参酌すべき基準

| 国が定めた基準の内容        | 本市の現在の基準と国基準を導入する場合の課題   |
|-------------------|--|
| ① 年間250日以上を原則とする。 | 《現在の基準》<br>・年間250日以上。<br>・新1年生は4月1日から受け入れること。<br>《課題》<br>・新1年生の4月1日からの受け入れ規定の明示化 |

#### 【開所時間】 参酌すべき基準

| 国が定めた基準の内容                           | 本市の現在の基準と国基準を導入する場合の課題                         |
|--------------------------------------|--|
| ① 平日3時間以上、休日(授業の休業日)8時間以上を原<br>則とする。 | 《現在の基準》<br>・1日3時間以上<br>・土曜日、長期休業期間、学校休業日は8時間以上 |
|                                      | 《課題》<br>特になし                                   |

## 【その他の基準】 参酌すべき基準

| 国が定めた基準の内容  | 本市の現在の基準と国基準を導入する場合の課題   |
|---|--|
| <ul> <li>利用者を平等に取扱う原則(差別的取扱いの禁止)</li> <li>虐待等の禁止</li> <li>衛生管理等</li> <li>運営規程</li> <li>秘密保持等</li> <li>苦情への対応</li> <li>保護者、関係機関との連携</li> <li>事故発生時の対応</li> </ul> | 《現在の基準》 ・運営委員会設立による運営(1小学校区1運営委員会) ・保護者への支援、学校・関係機関・地域との連携 ・諸帳簿(利用申込書、児童名簿、出席簿、業務日誌、収支経理簿、保育料収納簿)の整備 《課題》 特になし |